

桑折町事業継続支援金（一律8万円給付）

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業継続に支障が生じている町内事業者に対して、企業活動の継続及び雇用維持のための支援金を給付します。

対象者

下記①～⑤すべての要件を満たす事業者

① 令和3年7月1日時点で町内に事業所を有している小規模事業者(農業・林業除く)^{※1}

※1 小規模事業者（個人事業主を含む）の範囲

業種（農業・林業除く）	常時使用する従業員 ^{※2}
製造業・建設業・運輸業・その他	20人以下
卸売業・サービス業・小売業	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下

※2 常時使用する従業員には、会社役員、個人事業主本人及び家族従業員（専従者）等は含まれません。

② 新型コロナウイルスの影響によりひと月の売上高が30%以上減少^{※3}していること

※3 令和3年4月～9月のいずれか1か月の売上高と前年または前々年同期（比較対象月）の売上高を比較し売上減少率が30%以上であること。創業後1年未満で前年同月の売上高がない方へは、緩和要件がありません。詳しくはお問い合わせください。

③ 2020年分の確定申告がされていること^{※4}

※4 創業1年未満で2020年分の確定申告義務のない事業者は除きます。

④ 暴力団、暴力団員でないこと

⑤ 町税の滞納がないこと^{※5}

※5 桑折町税の納税義務者でない場合は、納税義務のある市町村における全ての税目の滞納がないことの証明が必要です。

給付額

対象者 一律 **8万円**給付

申請期間

令和3年10月1日(金)から
令和3年11月12日(金)まで

申請書

配付場所

下記窓口にてご用意いたしております

- ① 町ホームページからダウンロード
- ② 桑折町産業振興課商工観光推進室
- ③ 桑折町商工会

提出場所

持参の場合は下記窓口にて受付しています

- ・ 桑折町産業振興課商工観光推進室
- ・ 桑折町商工会

郵送の場合は下記までお送りください。

〒969-1692
桑折町大字谷地字道下 22-7
桑折町産業振興課商工観光推進室 宛

必要書類などは裏面をご確認ください



必要書類

(1) 桑折町事業継続支援金給付事業（第2弾）交付申請書（第1号様式）

(2) **2020年（直近期）**の確定申告書類の控え等の写し（下記参考）

〈法人の場合〉

・確定申告書別表一、および法人事業概況説明書の写し

〈個人事業主で青色申告の場合〉

・確定申告書第一表、所得税青色申告決算書の写し

〈個人事業主で白色申告の場合〉

・確定申告書第一表、比較対象月を含む年全ての売上が分かる帳簿等の写し

【創業1年未満の事業者】

・創業1年未満事業者の売上比較計算表（第2号様式）

・創業した時期が分かる書類（法人設立届出書または開業届等）

・2020年分の確定申告書類（提出できる場合）

(3) 売上高減少率が30%以上の根拠となる帳簿類等の写し
（最近1か月の売上高と比較対象月の売上高が分かる書類）

(4) 町税の滞納がないことの証明書

〈桑折町税の納税義務者〉

・桑折町役場税務住民課で取得できます。

〈法人の所在地、個人事業主の居住地が桑折町外の場合〉

・所在地、居住地の市区町村役場で取得してください。

※自治体によって証明書の呼び名が異なる場合がありますので「（桑折町の給付金の申請に必要となるため）全ての税目の滞納がないことの証明書を取得したい」旨を窓口でお問い合わせください。

(5) 本人確認書類（個人事業主の場合のみ必要）

運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の写し

(6) 預金通帳の写し（通帳表紙の次のページの見開きの写し）

- ・申請書と添付書類を受領後、審査の上、速やかに交付決定通知を送付します。
- ・申請書等に不明な点があった場合は、電話にて内容の確認をすることがあります。

お問い合わせ

桑折町産業振興課商工観光推進室

☎582-2126